



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長  
吉高 叶  
総幹事  
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA  
Moderator  
Rev. Dr. Sungjae KIM  
General Secretary

「この国が歓待と友愛のあふれる地となるために」

－入管法の改悪に反対し抗議する声明文－

「あなたたちのもとに寄留するものをあなたたちのうちの土地に生まれたもの同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である。」(レビ記 19 章 34 節)

今年 3 月 7 日に、日本政府によって国会に上程された「出入国管理及び難民認定法」(以下、入管法)改定案が今衆議院法務委員会において強行に採決されようとすることに對し、わたしたちは断固反対し、日本政府法務省・出入国管理庁(以下、入管庁)による、そのようななりふり構わない在日外国人に対する排外行政に強く抗議します。

一昨年 3 月、ウィシュマ・サンダマリさんを名古屋入管施設においてあのようにむごい仕方で死に追いやられたことを、わたしたちは今も忘れません。その衝撃は多くの人々を驚かせ、彼女を死に追いやった既存の入管法をさらに改悪しようとした日本政府法務省・入管庁の改定案は国会議員と市民の大きな批判を浴びて、結局同年 5 月に廃案へと追い込まれました。

しかしながら、この度新たに国会に上程された入管法改定案は、日本の内外から大きな批判を受けていた旧改定案の問題点は何ら省みられず、残されたままとなっています。

第一に、送還命令に応じなければ、刑事罰を含む退去命令制度がそのままおかれ、異議申し立てによる送還停止効力の(一部)解除措置を取ることができる仕組みとなっています。これは日本政府が 1980 年に加入した難民条約が謳う、難民申請者を命の危険の及ぶ本国に返してはならないという「ノン・ルフールマン原則」を全く無視するものであります。

第二に、非正規滞在状態とみなされた者の収容に代わる措置として、改定案において監理措置制度が創設されようとしています。収容に代わる代替案としてのその措置は、日本政府法務省・入管庁が仮放免者に対する監視体制に民間人を巻き込むことを意味しています。しかも、収容か、監理措置かの判断は入管当局の主任審査官の判断にゆだねられ、さらに監理措置に関わる民間人は主任審査官の命令次第で報告義務が課され、そして仮放免者の収容の要否は 3 か月ごとの見直しという反人権的監視体制に拘束するものとなっているのです。

第三に、退去強制異議申し立ての司法審査の道と収容期間の上限設定の問題はこの度の改定案から除外されているのです。これは、昨年 10 月に国連自由権規約委員会の総括所見が被収容者の裁判審査権を保障し、収容期間の上限を設けるべきと勧告したことを一顧だにしない日本政府法務省・入管庁の姿勢をあらわにしているといえます。



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org <http://ncc-j.org>

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org <http://ncc-j.org>

総会議長  
吉高 叶  
総幹事  
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA  
Moderator  
Rev. Dr. Sungjae KIM  
General Secretary

監理措置制度とは、期間の上限も設定しようとしないうる容に代わる措置として、民間人をして在日外国人を警戒すべき存在として監視させる仕組みです。つまりこの制度は、市民社会に在日外国人警戒感情を無意識的にも助長させていく危険をはらんだ制度ともいえます。仮放免となった在日外国人に必要で、彼／彼女らに対してわたしたち市民がなすべきこととは、監視ではなく、就労の機会と周囲の温かい支援と協力なのです。

一体、このように市民を巻き込んだ在日外国人監視制度を設けようとする日本政府法務省・入管庁の精神構造とは何なのでしょう。それはわたしたちに、100 年前、関東大震災時に数千人に及ぶ在日朝鮮人・中国人虐殺に民間人を加担させることになった自警団の組織を命じた当時の内務省・軍部・官憲の政策と措置を想起させます。100 年前に起きた空前の暴虐を二度と繰り返さないために過去の歴史の過ちを深く反省するわたしたちは、国家による在日外国人監視体制に市民を動員する監理措置制度を含むこの度の入管法改定案に対して断固として否を唱え反対し、そのような排外主義的な入管行政に強く抗議するものであります。

わたしたちは、職と糧を求め訪れる誰もが温かく迎えられるいのちのぬくもりのある日本社会をつくり生きることを願います。そのためにわたしたちが求めるのは、敵意、差別、そしてヘイトではなく歓待であり、監視ではなく友愛と互いに信頼し合う共生の道なのです。その視点に立ち、日本政府法務省・入管庁による在日外国人差別行政に、わたしたちは沈黙せず反対し抗議の声を挙げ続けていくのです。なぜならそれこそが、日本を排外主義的に閉塞化させ世界から孤立させないためのわたしたちの共に生きるいのちの宣教の課題であり責任であると確信するからです。

2023 年 4 月 28 日

日本キリスト教協議会

議長 吉高 叶

総幹事 金 性済